

3. 街路事業によるプロムナード整備の事業手法

(1) 街路事業単独

街路事業の種類は新設が2ヶ所、拡幅等の改良が23ヶ所ある。いずれの事業も路面のカラー舗装、街路樹の植栽、サインの設置等の修景を施している。新設の事業は相模原北公園周辺に整備する予定である。幅員等は未定。街路全体を拡幅し、歩道の設置・拡幅する事業は4ヶ所で、淵野辺駅、小田急相模原駅の駅周辺で整備されている。街路全体の拡幅は行わず歩道の設置・拡幅する事業は8ヶ所で、相模台団地等の住宅地の街路が6ヶ所、南合同庁舎周辺1ヶ所、淵野辺駅周辺1ヶ所となっている。住宅地では、車道にクランク、スラローム等を設置し歩車道の段差を縮小し、コミュニティ道路を整備している。歩道の設置・拡幅を行わず、舗装改良等の修景事業が11ヶ所で、市役所周辺4ヶ所、相模川沿い5ヶ所、横山公園周辺1ヶ所、若松町の住宅地1ヶ所となっている。

このことから駅周辺では街路全体の拡幅による歩道の設置・拡幅事業、住宅地では歩道の設置・拡幅によるコミュニティ道路の整備事業、大規模公共施設・河川・公園緑地周辺では歩道の拡幅をとまなわない修景事業が実施されていることがわかる。

(2) 地区計画やまちづくり協定が関与するもの

図-1のように東林間駅、小田急相模原駅、橋本駅、淵野辺駅、上溝駅、相模原駅の駅周辺で、地区計画やまちづくり協定が関係するプロムナード(図-4参照)が整備されている。地区計画とまちづくり協定の両方が関係する事業は8ヶ所、まちづくり協定のみ10ヶ所、地区計画のみ1ヶ所となっている。地区計画では、建築物等の高さの最高限度、1階部分の用途、壁面の位置、容積率を規制している。まちづくり協定では、建築物の外壁のデザイン、色、材質、広告物等に関する基準を定め、壁面の位置を規定している。地区計画、まちづくり協定により壁面後退1.0m~1.5m規定し、実質歩道幅員を4.0m以上としている(表-1参照)。

街路事業の種類は、街路全体を拡幅する事業は2ヶ所で、地区計画、まちづくり協定の両方が関係するもの1ヶ所、まちづくり協定のみ1ヶ所である。街路全体の拡幅は行わずに歩道設置・拡幅する事業は8ヶ所で、地区計画、まちづくり協定の両方が関係するもの6ヶ所、まちづくり協定のみ2ヶ所となっている。歩道の拡幅等を行わず、舗装改良、街路樹植栽等の修景のみの事業は9ヶ所で、地区計画、まちづくり協定の両方が関係するもの1ヶ所、まちづくり協定のみ7ヶ所、地区計画のみ1ヶ所となっている。

以上より地区計画、まちづくり協定が関係するプロムナード整備は、駅周辺に限られていること。ほとんどのケースでまちづくり協定が締結されていること。その中で、新たに歩道の設置、または拡幅する場合にまちづくり協定と合わせて地区計画が決定されていること。まちづくり協定のみの場合は、歩道の設置・拡幅を行わず舗装改良、街路樹の植栽等の修景のみの事業が多いことが明らかである。

(3) 土地区画整理事業や市街地再開発事業が関与するもの

図-1のように相模原市の2大ターミナルの相模大野駅周辺で土地区画整理事業、橋本駅周辺で市街地再開発事業が関係するプロムナードが整備されている。橋本駅北口地区では市街地再開発事業と地区計画の両方が関係している(図-4参照)。相模大野駅周辺では、土地区画整理事業により整備された街路沿道について建築物等のデザイン、色彩等の行政指導を行っている。街路事業の種類は、街路の新設が2ヶ所、街路全体の拡幅が2ヶ所、街路全体の拡幅はせず、歩道設置・拡幅等の断面構成変更が2ヶ所である。

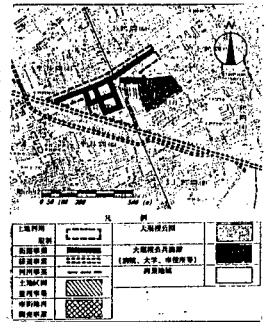


図-2 緑道事業(東林間地区、相模川緑道)

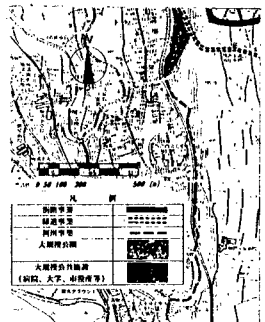


図-3 河川事業(道保川緑道)の整備状況



図-4 街路事業(橋本駅周辺)の整備状況